

総社市立総社小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめはどの学年のどの時期でも起こる可能性がある。いじめの内容については、からかいや仲間はずれなどが多く、加害者は自分たちがいじめているという意識が低いケースが多い。そのため、担任は、子どもと定期的に教育相談を行い、子どもの内面の把握を図るとともに、担任以外にも授業中、休み時間など児童と関わりを持ちながら、相互に密接に連携し、学校全体で児童の様子を把握していく必要がある。また、研修の機会を設け、より適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。そうすることで、いじめの対処だけでなく、未然防止の取り組みをより強く推進し、子ども同士のつながり「ソーシャルボンド」をより強固になるよう指導・支援を教職員で行っていただけるようにする。

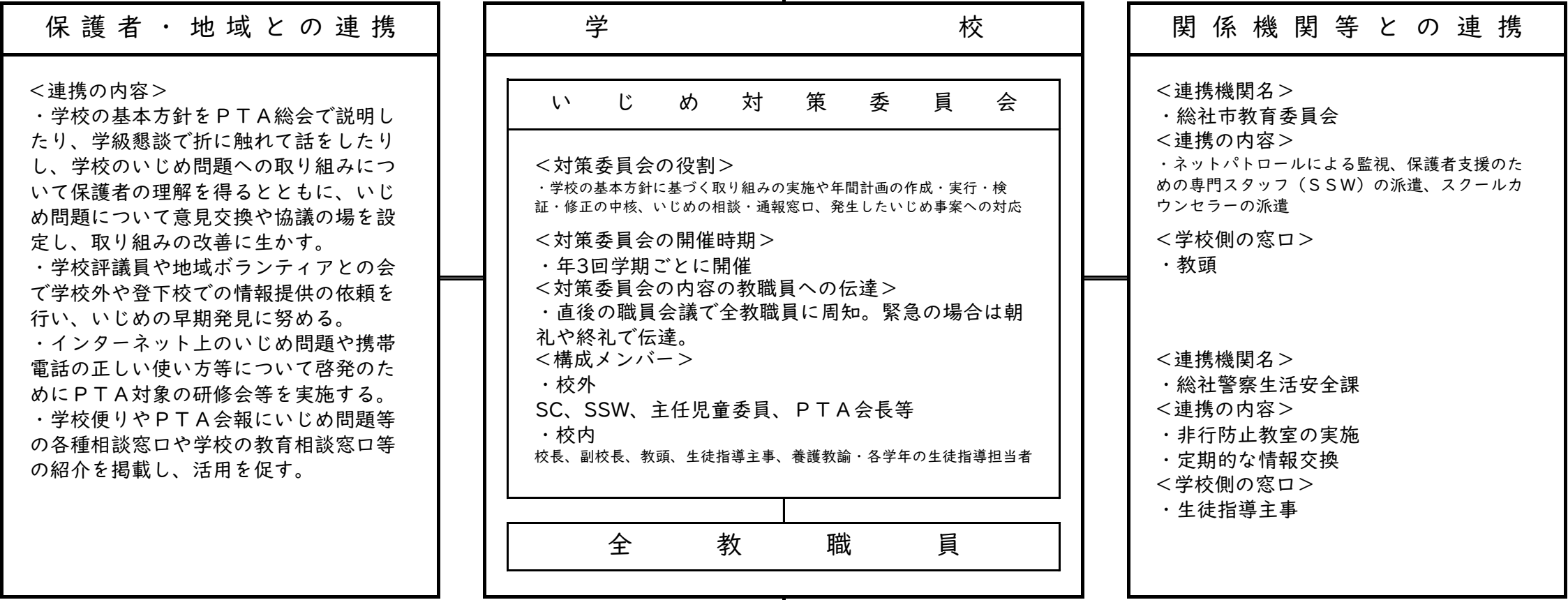
いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげて取り組みを推進していくために、いじめ対策委員会には、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭以外に各学年の教職員等も参画し、児童の様子を共通理解するとともに、それぞれの立場から実効のないいじめ問題解決のための取り組みを行う。

・いじめの未然防止に向け、「だれもが行きたくなる学校づくり」を中心とした児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会や児童同士のつながりを強める活動を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

<重点となる取組>

・いじめの早期発見のために毎月アンケートを実施したり、１・２学期に1度ずつ教育相談週間を設けたりして、児童の内面を把握できるようにするとともに、年間５回自由個人懇談日を設定し、保護者からの訴えも積極的に聞けるようにする。また、終礼やケース会議を開くことで、得られた情報を教職員間で共有を図ることができるようにする。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
① 未 然 防 止	（教員研修） ・教職員の指導力向上のための研修として、ベネッセICTサポーターを活用し、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 ・いじめ防止に向けて、いじめが起こるメカニズムや児童との教育相談の持ち方、いじめが起こった場合の適切な対応の仕方等、研修を行う。 （児童会・委員会活動） ・人権週間やいじめについて考える週間において、児童会や委員会を中心に啓発用のポスターを作成したり、各クラスでめあてを決めて取り組むように呼びかけたりして、いじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 （だれもが行きたくなる学校づくり） ・日頃の授業や学校行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進めるとともに、子ども同士のつながりを大切に活動した活動を積極的に行うことで、ソーシャルボンドを強化していく。 （情報モラル） ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性を知るとともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年に応じて適切に行っていく。 ・保護者への啓発・・・PTAと連携し、保護者への啓発を行う。 （地域・各委員会との連携） ・児童の実態把握を行うために定期的に登下校のボランティアの方や民生委員会・主任児童委員会の方と連携を行う。
② 早 期 発 見	（実態把握） ・児童の生活実態把握のためのアンケートを毎月実施するとともに、学校評価のアンケートの中にもいじめに関わる項目を取り入れ、1学期と2学期に1回ずつ教育相談を行うことで、児童の生活の様子や交友関係を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 （相談体制の確立） ・週1回スクールカウンセラーが希望者（児童・保護者）に対して学校でカウンセリングを行うとともに、担任も年間5回の自由個人懇談日に希望者（保護者）と個人懇談ができる時間を確保する。 ・年間を通してタブレットを用いた教育相談を行う。 （情報の共有） ・児童の気になる変化や行為があった場合、毎週金曜日の終礼時に全教職員で情報交換をするとともに、連絡カードで関係ある教職員と早急に情報を共有できる体制をつくる。 （地区の実態把握） ・学年下校時の見回りやあいさつ運動のときに、地区で困ったことがないか確認する。
③ い じ め へ の 対 処	（いじめの有無の確認） ・児童がいじめを受けているとの情報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 （いじめへの組織的な対応） ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 （いじめられた児童への支援） ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめた児童に指導をしてから少なくとも3ヶ月間は注意深く観察を続け、いじめられた児童の不安を取り除くようにする。 （いじめた児童への指導） ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 （家庭への連絡） ・いじめた児童といじめられた児童の保護者に、どんないじめがあり、どのような指導を行ったのかを連絡し、児童への指導や心のケアをしてもらうようにする。

総社市立 総社小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議、対策委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① 未然防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4 月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ○生徒指導部会	○学級づくりの取り組み ○だれもが行きたくなる学校づくりプログラムの計画・実施（SEL・ピアサポート） ○民生委員・主任児童委員会 ○たてわり遊び（年間）	○いじめ実態把握アンケート	○発生事案への対応手順の共通理解
5 月	○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会		○いじめ実態把握アンケート ○希望個人懇談（4月30日～5月2日） ○教育相談（5月24日～5月31日）	○アンケート結果の検討 ○いじめへの対処
6 月	○児童理解研修① ○生徒指導部会	○いじめについて考える週間 ○ピア・サポート活動（異学年交流集会）	○集団アセスメントの実施 ○いじめ実態把握アンケート ○自由個人懇談	○アンケート結果の検討 ○いじめへの対処
7 月	○生徒指導部会		○いじめ実態把握アンケート ○個人懇談（夏季休業）	○アンケート結果の検討 ○いじめへの対処
8 月	○職員研修（いじめについて） ○学級経営に関する研修			
9 月	○生徒指導部会	○教育講演会	○いじめ実態把握アンケート ○自由個人懇談	○アンケート結果の検討 ○いじめへの対処
10 月	○児童理解研修② ○生徒指導部会		○いじめ実態把握アンケート ○自由個人懇談	○アンケート結果の検討 ○いじめへの対処
11 月	○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会		○いじめ実態把握アンケート ○教育相談 （11月11日～11月19日）	○アンケート結果の検討 ○いじめへの対処
12 月	○生徒指導部会	○人権週間 ○総小フェスティバル	○いじめ実態把握アンケート ○個人懇談（2学期末）	○アンケート結果の検討 ○いじめへの対処
1 月	○生徒指導部会		○いじめ実態把握アンケート ○自由個人懇談	○アンケート結果の検討 ○いじめへの対処
2 月	○いじめ対策委員会 ○学校評議委員会 ○生徒指導部会	○非行防止教室	○いじめ実態把握アンケート ○集団アセスメントの実施 ○自由個人懇談	○アンケート結果の検討 ○いじめへの対処
3 月	○生徒指導部会	○学校支援ボランティア情報交換会	○いじめ実態把握アンケート ○小中連絡会	○アンケート結果の検討 ○いじめへの対処